○静岡県教育委員会表彰規程

昭和24年11月11日
教育委員会規則第3号

静岡県教育委員会表彰規程をこゝに制定する。

静岡県教育委員会表彰規程

第1条　静岡県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の表彰はすべてこの規程によつて行う。

第2条　表彰は次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるものについて教育委員会が行う。

(1)　教育委員会表彰　次のいずれかに該当するもの

ア 教育、学術、技芸その他スポーツ又は文化の振興に貢献し、その功績が顕著なもの

イ 学芸、素行等が優秀で他の模範とする生徒及び児童

ウ その他特に表彰に値すると教育委員会が認めたもの

(2)　優秀教職員表彰　学校教育勤務成績がともに優秀で志操健全、他の模範とする教職員

第3条　前条に定める者のほか、勤務成績良好で次の各号に該当する者について、永年勤続者表彰を行う。

(1)　教育又は教育事務に従事し、勤続通算30年以上に及んで退職する教育長及び教育委員会が任命する職員

(2)　その他特に永年勤続者表彰に値すると教育委員会が認めた者

2　前項第１号に掲げる職員には、勤続通算30年に達する前に、教育委員会の要請に応じ、引き続いて静岡県内の公立学校の職員（教育委員会が任命する者を除く。)となり、教育又は教育事務に従事した後に、勤続通算30年以上に及んで退職する者を含む。

第4条　前2条に基づく表彰は、毎年教育委員会が定める日に行う。

2　表彰には表彰状に添えて記念品を授与することができる。

第5条　選考決定後被表彰者が死亡したときは、その危篤にさかのぼつて表彰する。

第6条　第2条に規定する表彰の要件に該当すると認める者があるときは、調書を添え、教育委員会に具申するものとする。

第7条　被表彰者の選考は、教育委員会が審査決定する。

第8条　この規程の取扱細則は別に定める。

附　則

この規程は、昭和24年11月10日から施行する。

附　則(昭和31年2月7日教育委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(昭和39年4月13日教育委員会規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附　則(昭和48年4月24日教育委員会規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成18年3月31日教育委員会規則第3号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附　則(平成19年3月20日教育委員会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成26年10月17日教育委員会規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成30年3月23日教育委員会規則第1号抄)

(施行期日)

1　この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

12　この規則の施行の際次の表の左欄に掲げる職に任命されている職員は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職に任命されたものとする。

静岡県教育委員会事務局事務職員	静岡県教育委員会事務職員
静岡県教育委員会事務局技術職員	静岡県教育委員会技術職員
静岡県教育委員会事務局指導主事	静岡県教育委員会指導主事
静岡県教育委員会事務局社会教育主事	静岡県教育委員会社会教育主事
静岡県教育委員会事務局技能労務職員	静岡県教育委員会技能労務職員

附　則(令和３年12月17日教育委員会規則第18号)

この規則は、令和４年１月１日から施行する。

附　則(令和８年６月26日教育委員会規則第９号)

この規則は、令和８年７月１日から施行する。